

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より、呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止する観点から、令和 3 年 10 月 1 日以降で最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただく場合には、一定の条件のもと、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、対象口座の残高が手数料金額以下となる場合には、残高全額を手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」はあくまでも 2 年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金口座を対象とするものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

当金庫は今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対 象 口 座	普通預金口座および貯蓄預金口座 ※ 総合口座・無利息型普通預金を含みます。 ※ 盗難・紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座 適 用 条 件	令和 3 年 10 月 1 日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しを除く）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座
適用対象外 条 件	① 該当口座の残高が 10,000 円以上ある場合 ② 同一店舗でお預かり金融資産（定期性預金・国債・投資信託・保険等）がある場合 ③ 融資取引（カードローン契約を含む）がある場合
未利用口座 管理手数料 の ご 案 内	・ 未利用口座の対象となった場合には、事前にお届けのご住所へ文書でご案内させていただきます。 ※ 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ ご案内を差し上げて一定期間経過後（3 ヶ月程度）もご利用がない場合に手数料をご負担いただきます。
口 座 解 約	未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を解約させていただきます。 ※ 口座残高以上の手数料のご負担および解約後のお手続きはございません。 ※ 手数料のご返却および解約口座の再利用には応じられません。
手 数 料	年間 1,320 円（税込）

以上